

会 議 録

会 議 名		令和5年度（2023年度） 第1回 八王子市環境推進会議				
日 時		令和5年（2023年）7月18日（火）	開 始	10時00分	終 了	11時00分
場 所		市役所本庁舎8階 802会議室				
出席者氏名	委 員	【環境市民会議】 大竹 邦江、桑田 和仁、原田 満雄、大谷 明夫、庄司 真人、佐藤 晃、谷村 伸一、城所 幸子（議長）、八木下 輝一、加納 啓有、山下 明子 【市民委員】 澤田 さち子、牧野 真紀、橋本 千鶴 【市職員】 古川総合経営部長、平本環境部長（副議長）、真辺資源循環部長、守屋都市計画部長、竹内まちなみ整備部長、安岡環境政策課長 <div style="text-align: right;">以上20名</div>				
	事務局	環境部環境政策課：田中主査、吉澤主任、牧野主事、平本主事 資源循環部ごみ減量対策課：岡田課長、前川主査、小楠主任 資源循環部清掃施設整備課：高野課長、枝根課長補佐 <div style="text-align: right;">以上9名</div>				
欠席者氏名		中山 峯雄、高橋水循環部長 <div style="text-align: right;">以上2名</div>				
議 題		1 委員紹介 2 議長・副議長選任 3 議題 （1）ごみ処理基本計画の改定及び清掃施設整備計画の策定について （2）第3次八王子市環境基本計画の改定及び生物多様性地域戦略の策定について （3）第2次環境基本計画令和4年度（2022年度）の進捗状況について				
公開・非公開の別		公開				
配 付 資 料		<ul style="list-style-type: none"> ・八王子市環境推進会議委員名簿 ・資料1-1 ごみ処理基本計画の改定及び清掃施設整備計画の策定について ・資料1-2 循環型都市八王子プラン（ごみ処理基本計画・清掃施設整備計画）素案 ・資料2 第3次八王子市環境基本計画の改定及び生物多様性地域戦略の策定について ・資料3-1 第2次環境基本計画の進行管理について ・資料3-2 「第4章 基本目標」進捗管理シート【令和4年度】 ・資料3-3 「第5章 協働プロジェクト」進捗管理シート【令和4年度】 ・資料3-4 「第6章地域の行動」における各地区の活動実績【令和4年度】 				
		<ul style="list-style-type: none"> ・平本環境部長挨拶 <p>1 委員紹介 八王子市環境推進会議第11期委員の紹介</p> <p>2 議長・副議長選任 八王子市環境推進会議の議長及び副議長の互選 城所委員が議長、平本委員が副議長として選任される。</p> <p>3 議題 （1）ごみ処理基本計画の改定及び清掃施設整備計画の策定について ・資料1-1、1-2に基づき、ごみ減量対策課より説明した。</p>				

【報告内容抜粋】

■平成 31 年（2019 年）3 月に策定したごみ処理基本計画を改定するにあたり、ごみ処理基本計画及び清掃施設整備計画についての考え方をまとめたため、報告する。

■現行計画の 3 つの目標項目について、成果を説明する。1 つ目の「1 人 1 日あたりの総排出量」について、これまで減少傾向にあったことに加え、新型コロナウイルスの影響により事業系ごみが減少したことから、現行計画の中間目標値及び最終目標値をすでに達成している。ただし、家庭系ごみが総排出量の約 8 割を占めていることや、今後経済の回復により事業系可燃ごみが再度増加する可能性があるため、引き続き減量に向けた取組が必要。2 つ目の「リサイクル率」について、近年、缶やペットボトル等の容器包装の軽量化やペーパーレス化等により資源物そのものが減量傾向にあり、伸び悩んでいる。令和 2 年度以降は新型コロナウイルスの影響で在宅時間が増加したことから、一時的に資源化量が増加し、リサイクル率も上昇したが、令和 4 年度には再び減少している。依然として多くの資源物がごみとして焼却されているため、目標達成に向けてさらなる取組が必要。3 つ目の「CO₂ 排出量」について、戸吹清掃工場での発電効率向上等により順調に減少している。さらに、令和 4 年 10 月に館クリーンセンターが稼働したことから、中間目標値及び最終目標値を達成している。ゼロカーボンシティの達成に向けて、さらなるステップとして、可燃ごみ、特にプラスチックの焼却量を削減する取組が必要。

■ごみ処理基本計画及び清掃施設整備計画は、市の上位計画である未来デザイン 2040、八王子市経営計画、八王子市環境基本計画と整合を図って策定している。

■食品ロスについて、国は令和元年 10 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」を施行している。本市の課題として、生ごみの減量・資源化が挙げられる。

■プラスチックについて、国は令和 4 年 4 月に「プラスチック資源循環法」を施行している。本市の課題として、プラスチック（特に製品プラスチック）の減量・資源化が挙げられる。

■脱炭素について、国は令和 4 年 4 月に「地球温暖化対策推進法」の一部改正を行っている。本市の課題として、ごみのさらなる減量・資源化を通じた焼却量削減、広域化等も踏まえた最適なごみ処理体制の構築が挙げられる。

■本市は、家庭系可燃ごみ・事業系可燃ごみの組成分析結果から、生ごみやプラスチック等の資源化可能なものが多い。市民アンケートの調査結果から、製品プラスチックの資源化には約 6 割の方が賛成しているが、費用負担に懸念があるため、経済性に配慮した資源化の検討が必要。複数の施設が老朽化により更新時期を迎えるため、焼却施設の広域化・集約化の検討や、先端技術を有する民間企業との連携が必要。

■基本理念は、現行計画と同様に「『循環型都市八王子』の実現」とする。限りある天然資源の消費を抑制し、できる限り循環させることにより、廃棄されるものを最小限に抑え、環境負荷を低減させる社会をめざす。

■ソフト面とハード面の総合的な取組により「『循環型都市八王子』の実現」を達成するため、3 つの基本方針を掲げ、特に重点的に取り組む項目として 3 つの重点プロジェクトを設定した。

■重点プロジェクト 1 「食品ロスの削減」は、本市の食品ロス削減推進計画として位置付けている。食品ロスを削減するため、市民・事業者が購入時や調理・飲食時等に食品を無駄にしない取組ができるよう、情報提供や仕組みづくりを行う。発生した食品ロスについては、ダンボールコンポストや生ごみ処理機等により排出源での資源化を推進する。そのうえで発生してしまう食品廃棄物は、民間事業者が資源化できるよう、既存事業者の活用や民間事業者の誘致ができる体制づくりを行う。

■重点プロジェクト 2 「プラスチック資源循環の推進」について、すでに容器包装プラスチックの資源化を行っているが、製品プラスチックは可燃ごみとして処理しているため、市民・事業者のできる限りプラスチックごみを排出しないライフスタイルへの転換や、製品プラスチックを含めたプラスチック資源循環の推進が必要。国や都を通して業界団体へ資源化しやすい製品の設計を要望するほか、プラスチックごみの有料化の検討を行う。そのうえで、排出されるプラスチックごみを資源化する体制を整備する。

■重点プロジェクト 3 「ゼロカーボンシティに向けた取組」について、市の施設や公用車から排出される CO₂ のうち、廃棄物分野が約 5 割を占めることから、3 R の取組を強化するとともに、廃棄物の収集・処理過程において脱炭素に向けた先進的・効果的な手法を積極的に導入する。

■基本方針 1 「循環型都市八王子に向けた共創による取組の推進」として、3 つの基本施策を掲げている。1 つ目は「地域での共創による取組」、2 つ目は「次世代につなぐ環境

のバトン」、3つ目は「行動変容を促す啓発」。行動変容を促す取組として、可燃ごみの名称変更の検討等を行う。

■基本方針2「3Rとサーキュラーエコノミーに向けた取組の推進」として、基本施策の1つ目と2つ目は、重点プロジェクトとしている。3つ目は「3Rの推進」、4つ目は「事業者に向けた取組の推進」を掲げている。

■基本方針3「持続可能なごみ処理体制の構築」として、「ゼロカーボンシティに向けた取組」、「社会情勢に応じた収集体制の構築」、「新たな資源化に向けた処理体制の確保」、「本市の最適なごみ処理体制の構築」、「災害時のごみ処理体制の確立」の5つの基本施策を掲げている。

■目標項目について、現行計画の目標項目を引き継ぐとともに、国や都の目標と合わせ、「食品ロス焼却量」と「プラスチック焼却量」の項目を追加した。

■1つ目の「1人1日あたりの総排出量」は、食品ロスをはじめとした生ごみの減量・資源化や、適正排出の促進等、各施策を効果的・継続的に推進することで、令和15年度に1人1日あたりミニトマト1個分のごみの減量を行い、710g/人・日をめざす。

■2つ目は「食品ロス焼却量」。食品ロスの発生抑制により、食品ロス発生量を削減するだけでなく、発生してしまった食品残渣の資源化等の取組を強化することで、中間目標として令和10年度に11,000トン、最終目標として令和15年度に10,000トンをめざす。

■3つ目は「プラスチック焼却量」。プラスチックの適正排出や製品プラスチックの資源化等をすすめることにより、中間目標として令和10年度に15,500トン、最終目標として令和15年度に11,000トンをめざす。

■4つ目の「リサイクル率」は、最終目標として36.5%をめざす。

■5つ目の「CO₂排出量」は、最終目標として21,000トンをめざす。

■清掃施設整備計画では、ごみ処理基本計画の重点プロジェクトや基本方針等の各施策・各目標値を達成するため、4つの清掃施設整備方針を設定した。

■整備方針の1つ目の「持続可能なごみ処理体制」は、既存清掃施設の整備・更新に関する方針として、プラスチック資源化センターについて、製品プラスチックを含むプラスチック資源化の実現に向け、必要な改造・改修または新設を行う。戸吹不燃物処理センターについては、近年の不燃ごみ収集量の減少傾向を踏まえ、分別区分の変更検討を含め、施設の縮小化を行う。焼却施設体制について、更新時期を迎える戸吹清掃工場及び多摩清掃工場の更新に向け、国・都の動向を踏まえ、現体制を再編し、広域化・集約化の検討を行う。

■2つ目の「民間事業者との連携」については、各施設の更新にあたり、PFI手法等の民間活力の導入検討を行い、経済的かつ効率的な施設整備、運営をめざす。

■3つ目の「新たな資源化施設の検討」については、新たな資源化の対象として、本市の可燃ごみの多くを占める生ごみ・おむつ等について、より効率的な資源化に向け、民間事業者による施設設置、運営を基本とし、将来的な誘致を含む民間活用方法を検討する。

■4つ目の「ゼロカーボン達成に向けた新たな技術導入の検討」については、CO₂回収及び活用技術や、より効率的な運転、エネルギー活用方法等の先端技術について調査・研究を行うとともに、先端技術を要する民間事業者との連携をすすめる。

【質疑・応答及び意見】

■【栗田委員】目標項目「CO₂排出量」の最終目標値の算出根拠は何か。

→1人1日あたりの総排出量、食品ロス削減量、プラスチック焼却量の将来予測から算出した。

■【山下委員】食品ロス焼却量は、生ごみの中のどのくらいの割合なのか。

→可燃ごみの約40%が生ごみ、約15%が食品ロスとなっている。組成分析の結果から推計し、実績値を出している。

(2) 第3次八王子市環境基本計画の改定及び生物多様性地域戦略の策定について

・資料2に基づき、環境政策課より説明した。

【報告内容抜粋】

■第3次環境基本計画の方向性について、考慮すべき視点やキーワードに抜け漏れ等がないかをご確認いただくほか、一人ひとりの行動変容について、市民が環境への意識を持つためにはどのような働きかけや情報などがよいか、皆様の経験等を基に市民目線でのご意見をいただきたい。

■環境基本計画の改定にあわせて、生物多様性地域戦略を環境基本計画に包含し、一体的に策定する。また、地球温暖化の防止と生物多様性の保全に総合的に取り組むため、各施策に「ゼロカーボン」と「生物多様性」の2つの視点を取り入れる。

■環境基本計画は、環境基本条例に基づき策定する、本市の環境施策の目標や方向性を示す計画。計画期間は10年としており、今年度で現行の第2次環境基本計画の計画期間が終了することから、計画の改定を行う。

■生物多様性地域戦略とは、生物多様性基本法に基づき策定する生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する計画のことで、本市では未策定。

■本計画の策定にあたり、必要な視点を紹介する。地球温暖化に代表される気候変動は喫緊の課題であり、国では2030年温室効果ガス46%削減の実現を掲げている。また、生物多様性も気候変動に並ぶ重大な課題であり、今年の3月には国が「生物多様性国家戦略」を策定し、気候変動と生物多様性の損失の2つの危機に総合的に対応していくことを示した。そのため、第3次環境基本計画も、生物多様性国家戦略と整合をとる必要がある。資源循環に関しては、国や東京都でプラスチックの資源化や食品ロスの削減を進めており、市も施策を推進していく必要がある。

■直接的な環境課題ではないが、必要な視点として国等で議論されている事項を紹介する。Well-beingとは、物質的な豊かさだけでなく、社会的・精神的にも満たされた状態のことを指す。国では、環境に関わる施策が、環境を守るだけの目的ではなく、一人ひとりの快適さや健康等にも貢献する取組となることをめざしている。また、一人ひとりの行動変容について、環境に関する課題解決には、直接的な取組だけでなく、さまざまな行動の積み重ねが解決につながるということが分かってきた。そのため、さまざまな環境課題を解決していくためには、わたしたち一人ひとりが環境問題を自分事として捉え、環境に配慮した行動に変えていくことが必要。

■今年の3月に改定した「八王子未来デザイン2040」は市の最上位計画であり、環境基本計画は「八王子未来デザイン2040」に沿って改定を行う。「八王子未来デザイン2040」では市民約20,000人の声をもとに、「みんなで目指す2040年の姿」が設定され、環境負荷ゼロのまちを目指すことや、自然と調和したまちが掲げられている。

■改定の概要を説明する。1つ目は、生物多様性地域戦略の一体的な策定。気候変動と生物多様性の統合的な対応が必要になること、生物多様性の損失の背景には、開発等の直接的な影響以外にもさまざまな人間活動に関わる要因があり、複合的な視点で取り組む必要があることから、環境基本計画と生物多様性地域戦略を一体で策定する。2つ目は、2つの視点の横展開。現行計画で個別施策として整理している「二酸化炭素排出量の削減」と「生物多様性の保全」は、環境分野全体に関わる課題であるため、個別施策としても残しつつ、全ての分野に横串を刺すようなイメージで展開し、さまざまな取組が2つの視点に貢献することを示していく。3つ目は、基本目標の整理。ここまで説明した内容や本市の課題、市民意見等から、基本目標を3つ設定した。基本目標Ⅰは「まち」、基本目標Ⅱは「くらし」、基本目標Ⅲは「ひと」をキーワードとしている。4つ目は、基本施策の整理。目標名称は、今後さまざまな意見をいただいてブラッシュアップしていく予定。

■望ましい環境像や基本目標を踏まえ、基本施策は「地球温暖化対策の推進」、「自然共生社会の構築」、「循環型社会の形成」、「生活環境の保全」、「一人ひとりの行動変容」と設定した。

■次期計画では、資料2の19ページ中段に記載されている2つの視点への貢献として、「地球温暖化の防止」と「生物多様性の保全」に対して、各施策がどのように貢献するのかを記載していく。個別取組は今後関連所管にヒアリングするため、想定施策としている。

■基本施策Ⅰ「地球温暖化対策の推進」では、今年3月に改定した八王子市地球温暖化対策地域推進計画に整合させた内容を記載する。

■基本施策Ⅱ「自然共生社会の構築」は、本市の多様なみどりの保全・創出を進め、生物多様性の確保を図る保全の観点と、みどりのもつ機能を用いる活用の観点から施策を整理する。みどりの保全・活用に関する施策のほか、生きもののモニタリングや外来種・獣害対策等に関する施策を検討している。

■基本施策Ⅲ「循環型社会の形成」では、議題1で議論していただいた八王子市ごみ処理基本計画の内容と整合させる。

■基本施策Ⅳ「生活環境の保全」は、公害対策やまちの美観等に関する内容。施策の方向性は、大気汚染対策等により、市民が安心して暮らすことのできる環境を維持することや、良好な居住環境を保つため、振動・騒音等の生活公害やごみのポイ捨て対策などのま

ちの美化向上を推進する。

■基本施策Ⅴ「一人ひとりの行動変容」は、全ての人々が環境課題を自分事として捉え、行動する社会をめざして、環境意識を向上させ、市民・事業者を巻き込んだ取組を推進する。想定施策は、環境教育・環境学習の推進のほか、市としての率先行動、市民・事業者の自主的な行動変容を促す取組や、行動変容に貢献する情報発信・周知啓発等を設定した。

【質疑・応答及び意見】

■【大谷委員】基本施策Ⅱ「自然共生社会の構築」は防災対策と非常に密接な関係があると思うが、そのような観点を入れていく想定はあるのか。

→防災対策は非常に重要であり、計画に取り入れていく予定で進めている。具体的な施策については今後お示しする予定。また、災害廃棄物については、ごみ処理基本計画と合わせて災害廃棄物処理計画も策定している。その中でしっかり対応していきたい。

■【大谷委員】廃棄物については、プラスチックの資源化に重点をおいているが、プラスチックは20種類ほどあり、細かく分別するのは非常に難しいが、しっかり対応していただきたい。また、ごみ焼却におけるCO₂の吸収技術が今後重要になるため、先端的な活用を行ってほしい。プラスチックを焼却することにより焼却時に使用する重油の量が少なくなるという面もあるので、バランスをとって取り組んでほしい。

→プラスチックにはさまざまな種類があるため、材質ごとに分別することが理想だが、日本では、2割が分別され、8割が熱回収されている。本市では製品プラスチックは焼却し、その熱を活用して発電している。行政回収の場合、細かく収集することでコストがかかるため、いまずぐ対応することは難しいが、製品プラスチックの資源化については考えていく必要がある。

■【大谷委員】基本施策Ⅰの想定施策の中に「省エネ住宅の推進」が記載されているが、対象は新築住宅のみの想定か、改修等も含める想定か。

→新築住宅も既存住宅の改修も含まれる。

■【大谷委員】基本施策Ⅰの想定施策の中に「再生可能エネルギーの導入促進」として太陽光パネルの設置促進が記載されている。風力についてはどのような状況か。

→地球温暖化対策地域推進計画と整合を図っていく。

■【原田委員】太陽光パネルの処理方法が問題になっている。設置を推進するにあたり、処理方法も明確にしてほしい。

→処理技術が確立しつつあるが、処理できる施設が不足している。今後太陽光パネルの廃棄が増加する見込みであるため、それに向かって国も動いている。

(3) 第2次環境基本計画令和4年度(2022年度)の進捗状況について

- ・資料3-1から資料3-4に基づき、環境政策課より、事前に書面にて説明した。
- ・書面での意見は別添「計画の進捗に対する意見一覧」のとおり。
- ・委員から提出された意見を集約し、環境推進会議の評価を決定する。

■以上をもちまして、令和5年度第1回環境推進会議を終了します。

以上